（様式－1）

（平成29年4月1日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　　景観計画区域内における行為の届出

作成部署　都市整備局都市づくり政策部緑地景観課街並み景観担当　電話　30-294

《事務処理フロー図》

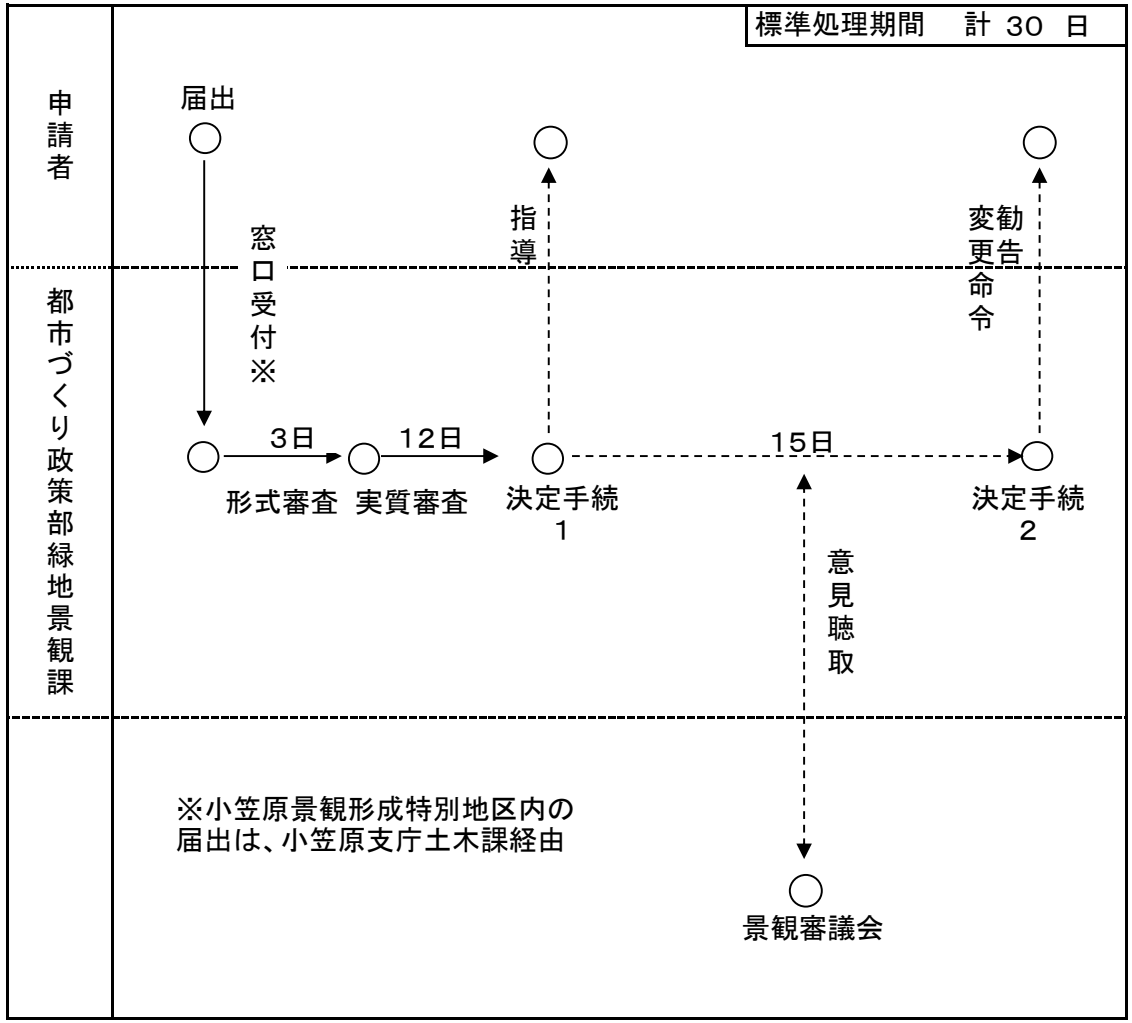

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	形式審査	提出された届出書の記載漏れ、添付図書がそろっているか審査します。
2	実質審査	提出された届出書の内容について景観形成基準への適合を審査します。
3	決定手続1	実質審査に基づき、景観条例に基づく指導、景観法に基づく勧告又は変更命令を行うか決定します。
4	景観審議会	景観法に基づく勧告又は変更命令を行う場合は、東京都景観審議会の意見を聴きます。
5	決定手続2	景観審議会の意見を踏まえ、勧告又は変更命令を行います。